

229 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験得点六十点以上の者の貫属氏名報知及及第証書の件に付申進案

〔明治二十年十一月十一日〕

〔榎本勝多〕

二十年十一月十一日

書記官 (永井久一郎)

書記

案

乙第三八三号

(欄外注記1)

過日本学ニ於テ試験ヲ了リ候監督私立法律学校卒業生之内試験得点六十点以上之者ノ貫属氏名取調可及御報知様本学総長ヘ宛御照会之次第有之候処右ハ既ニ名村検事長ニ於テ承知被致居候義ニ候間 (抹消) 別段御回付不致候条左様御了知有之度尚後段及第証書之義ハ曲サニ承知致候此段小官ヨリ御答申進候也

年月日

書記官

司法大臣秘書官宛

(欄外注記1)

〔渡辺洪基〕 十一月十一日送達済

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、(4)